

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十九条第一項の規定による、次の保険医
療機関又は保険薬局の指定の辞退について、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに
保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の
規定に基づき、公示する。

令和 六 年 八 月 二 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
薬王堂	安芸郡府中町茂陰一―三―一二	令和 六・七・一八